

香川県県民ホール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第86号

香川県県民ホール規則の一部を改正する規則

香川県県民ホール規則（平成19年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第9条、第16条関係）					別表第2（第9条、第16条関係）				
種別	名 称	単位	使用料	利用料金の上限額	種別	名 称	単位	使用料	利用料金の上限額
略					略				
その他の附属設備及び器具	略				その他の附属設備及び器具	略			
	オーバーヘッドマシン	略				オーバーヘッドマシン	略		
	映像・音声伝送システム	1式	10,470円	3,490円					
	リモートコントロールカメラ	1台	1,040円	350円					
フルコンサートグランドピアノ（外国製）	略			フルコンサートグランドピアノ（外国製）	略				
略				略					
略				略					
備考	略				備考	略			

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。